



愛媛労働局発表  
令和元年6月28日

【担当】

愛媛労働局雇用環境・均等室  
室長 佐藤 真理子  
指導係長 坂本 幸穂  
(電話) 089 (935) 5222  
(FAX) 089 (935) 5210

報道関係者 各位

## 「働き方改革関連法説明会」を開催します

～パートタイム・有期雇用労働法が2020年4月から施行されます～

愛媛労働局（局長 縄田 英樹）では、2020年4月1日から施行されるパートタイム・有期雇用労働法及び改正労働契約法の内容（中小企業における適用は2021年4月1日）を中心とした「働き方改革関連法説明会」を開催します。

説明会では、同一企業内における正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差の禁止や、非正規社員に対する待遇に関する説明義務の強化等、パートタイム・有期雇用労働法の内容をはじめ、2019年4月から順次施行されている時間外労働の上限規制の導入や年次有給休暇の確実な取得等について説明するほか、説明会終了後は個別相談会を実施します。

### 「働き方改革関連法説明会」の開催（資料No.1）

- ▶ 四国中央会場：令和元年7月18日（木）13:30～15:40（土居文化会館 2階大会議室）
- ▶ 松山会場①：令和元年7月23日（火）13:30～15:40（松山若草合同庁舎 7階共用大会議室）
- ▶ 松山会場②：令和元年7月25日（木）13:30～15:40（松山若草合同庁舎 7階共用大会議室）
- ▶ 松山会場③：令和元年7月26日（金）13:30～15:40（松山若草合同庁舎 7階共用大会議室）
- ▶ 内 容：正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差の禁止  
同一労働同一賃金ガイドライン  
残業時間の上限規制、年5日の年次有給休暇の取得等  
※説明会終了後、個別相談会
- ▶ 定 員：各会場80名（定員に達し次第締め切らせていただきます。）
- ▶ 対 象：企業の人事労務担当者 等
- ▶ 申込受付：愛媛労働局雇用環境・均等室（FAX：089-935-5210）
- ▶ 申込期限：令和元年7月10日（水）

#### 《参考資料》

資料 No.1 働き方改革関連法説明会のご案内（チラシ）

資料 No.2 パートタイム・有期雇用労働法が施行されます（リーフレット）